

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめたりするときは、14日以内に国民健康保険課に届け出てください（届出に必要なものは、「国民健康保険（国保）の届け出は必ず14日以内に」参照）。

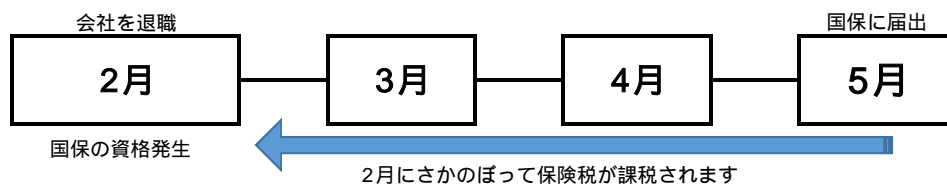
国保に加入するとき

職場の健康保険などをやめたとき（退職日の翌日）
ほかの市区町村から転入してきたとき（転入してきた日）
子どもが生まれたとき（生まれた日）
生活保護を受けなくなったとき（受けなくなった日）

加入の届出が遅れると・・・

保険証がない期間の医療費は、一旦全額自己負担していただくことになります。
保険税は届出をした日からではなく、加入した月までさかのぼって払うことになります。

例えば、2月に会社を辞めて社会保険の資格が切れたが、国保加入の届出を5月に行った場合



国保をやめるとき

職場の健康保険などへ加入したとき（加入した日の翌日）
ほかの市区町村へ転出したとき（転出日の翌日）
国外へ出国したとき（出国日の翌日）
後期高齢者医療制度に加入したとき（加入した日の翌日）
死亡したとき（死亡した日の翌日）
生活保護を受け始めたとき（受け始めた日）

やめる届出が遅れると・・・

ほかの健康保険加入後は、川西市国保の保険証は使用しないでください。使用されると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。
ほかの健康保険などに加入すると、保険税を二重に納めてしまうことがあります。

ほかに手続きが必要なとき

国民健康保険に加入するときややめるとき以外にも、手続きが必要な場合があります。詳しくは「国民健康保険（国保）の届け出は必ず14日以内に」をご覧ください。